

4、調停者介在

地方有志たる爪生長右エ門（飯塚市會議長）松隈又五郎兩氏は勞資双方に對し速かに解決せしむべく、其の復案として、

争因たる誓約書を一時調停者に於て預り後日妥當なる條件に改むること

全員の即時復社は不可能なるが故に最初選轉手十二名を復社せしめ、他は約一ヶ月間内に漸次復社せしむること
右二案を以つて兩者の間を折衝したるに。

従業員側に於ては種々協議の結果從來の誓約書撤回、全員即時入社の主張をあげて次の案を決定二十一日夜之を調停者に示したのである。

一、選轉手十二名車掌全部即時入社せしめ且つ即時入社

分は争議團より指名せしむること

二、残りの選轉手入社期間は八月十日とし其間生活費用として給料の半額支給のこと

三、争議費用會社負擔のこと

四、制服制帽代金は會社負擔のこと

五、選轉手食事場所は自由とすること

六、病氣缺勤に依る解雇絶對反對

七、車掌の給料三圓を五圓とすること

之に對して會社側に於ては主謀者解雇の意圖を有し態度頗る強硬にして、二十五日臨時株主總會を開催對策協議の結果は次の如く、

一、選轉手十一名（二十四名中）は即時復社せしめ他は相當期間内に漸次復社せしむ